



発行 東京都

目次

63

規程(水)

- 東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………一
- 職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程……………二

規程(水)

- 東京都水道局管理規程第十八号  
東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程(平成十四年東京都水道局管理規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第八条第一項中「技監」の下に「理事」を加える。

附則

この規程は、平成二十九年八月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び技監」を「、技監及び理事」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年八月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第二十号

職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和四十八年東京都水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「技監」の下に「理事」を加える。

附則

この規程は、平成二十九年八月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第二十一号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「技監」の下に「、理事」を加える。

附則

この規程は、平成二十九年八月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する

規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員への給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員への給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「技監」の下に「、理事」を加える。

附則

この規程は、平成二十九年八月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十三号

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程（昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「及び技監」を「、技監及び理事」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年八月一日から施行する。

訓令(水)

●東京都水道局訓令第三号

局内一般各事業所

東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条の三の次に次の一条を加える。

(理事の職責)

第二条の四 理事は、局長を補佐する。

附則

この訓令は、平成二十九年八月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第四号

局内一般各事業所

東京都水道局の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都水道局訓令第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月三十一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条の表一の部東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号。以下「分課規程」という。）第一条に規定する分課（以下単に「本局」という。）及び分課規程第五条に規定する事業機関（以下単に「事業機関」という。）の款一の項中「及び技監」を「、技監及び理事」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年八月一日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

